

法務省民二第677号
令和3年3月31日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱い
について（租税特別措置法第84条の2の3関係）（通知）

所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号。以下「改正法」という。）が本月26日に成立し、本日公布されたところ、改正法の施行に伴う租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「租特法」という。）第84条の2の3の規定に係る不動産登記事務の取扱いについては、平成30年3月31日付け法務省民二第168号当職通知「租税特別措置法第84条の2の3第1項の規定の施行等に伴う不動産登記事務の取扱いについて」及び同年1月15日付け法務省民二第611号当職通知「租税特別措置法第84条の2の3第2項の規定の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて」のほか、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

1 適用期限の延長

租特法第84条の2の3第1項及び第2項の適用期限について、「令和3年3月31日」とされていたところ、「令和4年3月31日」に延長された（改正法第7条）。

2 適用の対象となる登記の追加

租特法第84条の2の3第2項の適用の対象となる登記として、「所有権の保存の登記（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第10号に規定する表題部所有者の相続人が受けるものに限る。）」が追加された（改

正法第 7 条)。

3 施行日等

上記 1 及び 2 に係る改正後の規定は，令和 3 年 4 月 1 日から施行するとされた（改正法附則第 1 条）。

この改正後の規定は，上記 2 の所有権の保存の登記のうち，同日以後に受けるものについて適用され，同日前に受けたものについては適用されない。